

答申書

令和8年1月15日

新居浜市上下水道事業運営審議会

本審議会は、令和7年7月4日付け新水企第83号により
諮問を受けた「持続可能な水道事業を支えるための水道料金の在
り方について」及び「持続可能な公共下水道事業を支える
ための下水道使用料の在り方について」の両件について、慎重に
審議を重ねた結果、当審議会として結論を得ましたので、
ここに答申いたします。

令和8年1月15日

新居浜市長 古川拓哉様

新居浜市上下水道事業運営審議会
会長 羽鳥剛史

持続可能な水道事業経営及びそれを支える水道料金の在り方に について

1. 水道事業を取り巻く経営環境と事業経営

本市水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、安心・安全な水を安定的に供給する役割を果たしてきた。近年は、人口減少や節水機器の普及により水需要が減少傾向にあり、それに伴い、水道事業経営の根幹をなす水道料金収入も減少の一途をたどっている。

一方で、令和6年1月の能登半島地震では長期にわたる断水など甚大な被害が発生し、また、全国的に老朽化した水道管が原因とされる大規模な漏水事故等も現在、多発していることから、老朽化や耐震化への対策が急務となっており、本市においても、水道施設の多くが老朽化しており、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可欠となっている。

さらに、物価高騰や人件費の上昇により事業コストが大幅に増加しており、今後は非常に厳しい経営状況が見込まれる。

こうした状況の中、水道事業は独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、将来に渡って持続可能な事業運営を行っていくためには、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めて行く必要がある。

2. 料金改定

減少傾向が続く水需要の動向、物価高騰等による事業コストの増加、施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれる中、今後30年以内に高い確率で発生すると想定される南海トラフ地震への備えとして、基幹管路の耐震対策を20年で完了させるためには多額の投資が必要であり、水道料金の改定はやむを得ない。

3. 料金改定率

料金算定期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とし、平均25.9%の引き上げをすることが適当である。

4. 基本水量

人口減少や節水機器の普及等による生活様式の変化に伴い水の使用状況も変化していることから、使用実態に合わせて家庭用及び業務用の基本水量を現行の10m³から8m³へ見直すことが適当である。

5. 料金改定の時期

市民への十分な周知期間を確保したうえで、令和8年度中に改定するのが適当である。

6. 料金体系

水道料金の体系については、現行の用途別の体系を引き続き採用するものとする。

基本料金については、費用の大半を占める固定的経費を回収するため、その割合を高めることが適当である。

7. 水道料金の定期的な検証

水道料金の改定は、前回の令和3年度の検討に続き、経営状況や社会情勢等を踏まえた検証をおこなった。今回の改定により当面の安定性は確保したもの、急激な物価変動等の社会情勢の変化が生じた場合には、その影響を踏まえた検証を行う必要がある。今後は、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、決算値等を用いて水道事業の健全性を定期的に検証し、その結果に応じて審議会を開催することが適当である。

付帯意見

1. 経営の健全化

これまでの経営努力は評価するものの、今後は一層の支出削減や新たな収入源の確保などに取り組み、将来世代への負担を可能な限り軽減できるよう、効率的な経営に向けたあらゆる努力をされたい。

2. 料金改定の市民周知

水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、今回の料金改定の背景や必要性並びに料金体系の考え方を丁寧に説明し、市民の理解が得られるよう、効果的な広報活動に努められたい。

持続可能な公共下水道事業を支えるための下水道使用料の在り方について

1. 下水道事業を取り巻く経営環境と事業経営

本市下水道事業は、欠かすことのできない重要な社会基盤として、浸水被害を軽減し衛生的な生活環境を確保する役割を果たしてきた。近年は、人口減少や節水機器の普及により水需要が減少傾向にあり、それに伴い、下水道事業経営の根幹をなす下水道使用料収入も減少の一途をたどっている。

一方で、令和7年1月には八潮市で老朽化した下水道管が原因とされる大規模な道路陥没事故が発生するなど、老朽化や耐震化への対策が急務となっており、本市においても下水道施設が老朽化しており、併せて汚水事業において一般会計からの補てんに依存していることが課題となっている。

さらに、物価高騰や人件費の上昇により事業コストが大幅に増加しており、今後は非常に厳しい経営状況が見込まれる。

こうした状況の中、下水道事業は独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、将来に渡って持続可能な事業運営を行っていくためには、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めて行く必要がある。

2. 使用料改定

減少傾向が続く水需要の動向、物価高騰等による事業コストの増加、耐震対策や老朽化対策の増大が見込まれる下水道施設の状況及び財源不足を一般会計からの補てんに依存している経営状況を踏まえると、自立した経営に移行するためには、下水道使用料の改定はやむを得ない。

3. 使用料改定率

料金算定期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とし、平均2.2.8%の引き上げをすることが適当である。

4. 基本水量

人口減少や節水機器の普及等による生活様式の変化に伴い水の使用状況も変化していることから、使用実態に合わせて基本水量を現行の10m³から8m³へ見直すことが適当である。

5. 使用料改定の時期

市民への十分な周知期間を確保したうえで、令和8年度中に改定するのが適当である。

6. 使用料体系

基本料金については、費用の大半を占める固定的経費を回収するため、その割合を高めすることが適当である。

7. 下水道使用料の定期的な検証

下水道使用料については、前回の令和3年度の検討に続き、経営状況や社会情勢等を踏まえた検証をおこなった。今回の改定により当面の安定性は確保したもの、急激な物価変動等の社会情勢の変化が生じた場合には、その影響を踏まえた検証を行う必要がある。今後は、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、決算値等を用いて下水道事業の健全性を定期的に検証し、その結果に応じて審議会を開催することが適当である。

付帯意見

1. 経営の健全化

これまでの経営努力は評価するものの、今後は一層の支出削減や新たな収入源の確保などに取り組み、将来世代への負担を可能な限り軽減できるよう、効率的な経営に向けたあらゆる努力をされたい。

2. 使用料改定の市民周知

下水道使用料の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、今回の改定の背景や必要性並びに使用料体系の考え方を丁寧に説明し、市民の理解が得られるよう、効果的な広報活動に努められたい。